

中小企業・小規模事業の経営者の皆様へ

～個人保証なしで金融機関から融資を受けたり、事業が破綻しても
一定の生活資金を残すことができるルールが出来ました～

- ① 事業活動に必要な資産は法人所有とするなど法人と個人の資産・経理が明確に分離されている場合などに個人保証が不要となること
- ② 多額の個人保証を行っていても、経営が行き詰まる前に、早めに事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等（従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて100万円～360万円）が残ることや、「華美でない」住宅に住み続けられること
- ③ 保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除されること
などを定めた「経営者保証に関するガイドライン」が、中小企業庁・金融庁主導の下、策定されました。
（※第三者保証人についても、上記②③については経営者本人と同様の取扱となります）

○経営者保証に依存しない融資や、保証債務の整理について、ご相談に応じます

ガイドラインに基づき、金融機関と相談して、個人保証を提供せずに資金調達をしたい方、個人保証債務の整理をしたい方、まずは、中小企業基盤整備機構四国本部までお問い合わせください。ご相談に応じるとともに、必要に応じて無料で専門家を派遣します。

(独)中小企業基盤整備機構四国本部：087-811-1752

○政府系金融機関でも経営者保証を求めない資金繰り支援を強化します

日本政策金融公庫では、中小企業向けの経営者の個人保証を免除・猶予する特例制度について、積極的に対応します。また、小規模事業者向けに個人保証を免除する特例制度を創設しました。詳しくは日本政策金融公庫（0120-154-505）までお問い合わせください。

また、金融庁においても、金融機関等による本ガイドラインの積極的な活用を促進し、融資慣行として浸透・定着を図る観点から、監督指針・金融検査マニュアルの改正を実施しています（平成26年2月1日から適用）

平成25年度 情報公開・個人情報保護制度の請求状況

情報公開請求は、2人から2件の公文書公開請求があり、その請求内容および処理状況は次のとおりです。

請求内容 ○平成25年度連合会長・町内会長・自治会長名簿

○「臨時役員会の開催要求等について回答」に対する確認

請求件数と処理状況

実施機関	請求件数	開示	部分開示	非開示	文書なし	却下	不服申立
町 長	2	1	0	1	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0
そのほか委員会	0	0	0	0	0	0	0
消 防 長	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0
合 計	2	1	0	1	0	0	0

個人情報の開示請求は0件でした。

お問い合わせ先 上島町広報情報課 TEL 0897-77-2500